

箕 健 政 第 1 9 0 号  
平成 2 8 年（2016 年）1 月 4 日

チーム・北大阪ケアタクシー参加事業者（27 事業者）  
代表 廣 兼 伸 次 様

箕面市福祉有償運送運営協議会  
会長 猪 井 博 登  
[公印省略]

「オレンジゆずるタクシー事業に関する要望書」の回答について

平成 2 7 年 1 1 月 1 7 日付で要望のあった標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 要望等の趣旨

1. 箕面市福祉有償運送運営協議会（以下、「協議会」という。）の場において、「箕面市における福祉有償運送事業の必要性」については、議論を行う以前に導入することを前提とされており、事業者選定に関しても、既にシルバー人材センターに決定されていたという疑念を排せない経過がある。

この点については、協議会の構成員に、箕面市内で福祉運送を行っている経験豊富な事業者が含まれておらず、一般タクシーを運営する大手タクシー事業者が業界の声を代表できる立場にないにも拘らず構成員として選定されている。このように、箕面市の事業者の選定についての姿勢は、公募とは名ばかりであり、前年度の障がい児童の学校送迎について、入札事業者の要件を満たしていた「チーム・北大阪ケアタクシー（協同組合の配車センター）」や他の配車センターに対しては事前連絡が一切なかったという経緯からみても明らかである。

##### 回答内容

・箕面市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）では、オレンジゆずるタクシーの導入にあたり、「箕面市における福祉有償運送の必要性」や事業者の申請に対して福祉有償運送の要件を満たしているかを審議し、公正なものと判断したものです。なお、箕面市福祉輸送利用促進モデル事業の事業者選定に関しては関知していません。

#### 要望等の趣旨

2. また、協議会で配付された資料では、箕面市での介護・福祉タクシーの必要台数を計算するにあたり、乱暴な根拠をもって最大 248 台と試算しており、オレンジゆずるタクシー12 台の導入後もまだまだ不足するとの判断がなされているが、このように正確性と現実性を共に欠く誤った資料に基づき、強引な理由づけをもとに了解を得たという会議内容であり、内容の正確性等を十分審査されておらず、協議会としての機能が果たされていない説明会であった可能性がある。そもそも、協議会そのものが、国土交通省や大阪府が示している公正・中立な運営ができる組織とは言い難い構成員で成り立っていることから、協議会の開催に至るまでの経過の中で、手続き上の瑕疵があり、加えて、前述のような会議内容で運営する協議会は、国や府が示している本来の趣旨とはそぐわない協議会であり、そこで決定したとされる事項は無効であると推定されるものである。なお、今後、これらの状況を国等の監査に附していただくことに関し検討していることを申し添える。

#### 回答内容

- ・協議会では、箕面市の福祉有償運送の必要性の議論にあたり、国等の調査結果や市の移動制約者数を基に推計された資料から、市内移動困難者の需要見込に対して、福祉車両の供給台数が不足していると判断したものです。
- ・また、協議会の構成員は、道路運送法施行規則第 51 条の 8 に基づき構成され、運営については、道路運送法、道路運送法施行規則や福祉有償運送ガイドブックを遵守し開催しています。

#### 要望等の趣旨

3. つぎに、シルバー人材センターに関して、介護・福祉タクシーの業務や配車業務経験のない同センターが運営するオレンジゆずるタクシーの運営に対し、電話等により、市民から多数の不安の声、苦情が寄せられている他、情報開示請求を行った結果、福祉有償運送の趣旨に悖る様々な失態や運用枠の逸脱等が随所に存在していることが判明している。

#### 回答内容

- ・事業申請者であるシルバー人材センターについては、運行管理の体制、整備管理、事故時等の連絡体制、苦情処理体制など事業者としての要件を確保されています。なお、福祉有償運送の趣旨に反する運用の逸脱等は承知しておりません。

#### 要望等の趣旨

4. また、事業予算面において、現時点において、採算性の低いこの事業に多額の税金が注ぎ込まれている事実がある。今後、この事業を継続することにより、市民の負担となる予算は増加する反面、移動制約者人口が増加したとしても、福祉有償運送の制度上、乗降介助やそれ以外の介助サービスなどのサービスが行えないこの事業に市民の満足度が高まることは期待できず、費用対効果が低下していくことが予測できる。

#### 回答内容

・事業の予算については箕面市の施策であり、協議会では関知していません。

#### 要望等の趣旨

5. 更に、民業圧迫という点に関して、オレンジゆずるタクシーの運行開始に伴い、これまで箕面市の福祉行政の施策の意を受け、移動制約者に献身的に社会貢献を行ってきたいる箕面市内やその近辺の介護・福祉タクシー事業者に対しても、重大な影響を与えている。事業者の中には、仕事が激減し、箕面市での営業を諦め、他市に営業拠点を移したものもあり、また、8月から箕面市内で新規で開業し相当の営業努力をしているにも拘わらず、仕事が入らない状態にあり、早くも廃業を考えざるを得ず先行きが見えないと嘆く事業者もある。このように、非生産的で社会の公正なルールに反する運営を行い、箕面市内外の介護・福祉タクシー業界を圧迫し、多大な損害を与えていることを容認することはできない。

#### 回答内容

・オレンジゆずるタクシーは、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）に区分され、一般乗用旅客自動車運送事業である介護・福祉タクシーと比較し、運営主体が非営利法人のみ、利用者が登録会員に限られ、運送の範囲も発着のいずれかが箕面市内に限定されています。利用料金についてもタクシー運賃の概ね2分の1以下でなければならないなど、制度発足（平成18年）時から、介護・福祉タクシーの営業を圧迫しないよう様々な制約が課せられており、本制約の中で運営をされています。

#### 要望等の趣旨

6. 箕面市福祉有償運送運営協議会におかれては、これらの現状を正確に把握されるとともに、オレンジゆずるタクシーの運行開始前後にこのように多くの問題点が存在し、また発生させていることを真摯に受け止めていただき、福祉有償運送の本来の趣旨である過疎地等における運送又は重度障がい児童の送迎に特化され、その規模に応じ、事業を縮小（減車）されるとともに、市内事業者の健全な育成に力を注がれ、問題点の解消、改善に努められることを強く要望する。

#### 回答内容

- ・ 貴殿のご指摘は、過疎地域等において当該地域の住民等の会員に対して運送を行う過疎地有償運送のことであり、本協議会で協議する要介護者や身体障害者等の会員に対して行う福祉有償運送とは制度が異なります。
- ・ 福祉有償運送の事業者には、更新登録の際に、改めて福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について協議を行い、適正な運営がされているかを確認していきます。

#### 問合せ等

箕面市福祉有償運送運営協議会事務局

箕面市健康福祉部健康福祉政策室

電話 072-727-9513

担当 村中、大川